

新型コロナウイルス感染症に関する中小企業支援等について

経済産業省ホームページ 「新型コロナウイルス感染症で影響を受ける事業者の皆様へ」
より抜粋

<https://www.meti.go.jp/covid-19/pdf/pamphlet.pdf>

1. 経営相談窓口の開設

中小企業関連団体、支援機関、政府系金融機関等 1,050 拠点に「新型コロナウイルスに関する経営相談窓口」を設置し、経営相談に対応。

2. 資金繰り支援（金融支援策）

1) セーフティネット保証4号・5号の認定

経営の安定に支障が生じている中小企業者を、一般保証（最大 2.8 億円）とは別枠の保証の対象とする資金繰り支援制度。

※セーフティネット保証4号	3/2 より認定開始
セーフティネット保証5号	3月第1週に追加業種を決定し、経済産業省及び 中小企業庁HPにて公表予定。

2) 埼玉県内における融資制度

- ①埼玉県制度融資（経営安定資金 大臣指定等貸付・災害復旧関連、経営あんしん資金）
- ②さいたま市 緊急特別資金【新型コロナウイルス対応】
- ③日本政策金融公庫（セーフティネット貸付、新型コロナウイルス感染症にかかると衛生環境激変特別貸付）

3. 生産性革命推進事業（各種補助金等）

生産性革命推進事業（令和元年度補正予算 3,600 億円）において、サプライチェーンの毀損等に対応するための設備投資や販路開拓に取り組む事業者を優先的に支援。

採択審査において、今般の感染症の影響を受けながらも生産性向上に取り組む事業者に対して加点措置を講じる予定。

①ものづくり・商業・サービス補助金

新製品・サービス開発や生産プロセス改善等のための設備投資等を支援。

【想定される活用例】

- ・ 部品の調達が困難となり、自社で部品の内製化を図るために設備投資を行う。
- ・ 感染症の影響を受けている取引先から新たな部品供給要請を受けて、生産ラインを新設・増強する。
- ・ 中国の自社工場が操業停止し、国内に拠点を移転する。

※加点には、サプライチェーンの毀損等の影響を受けている客観的事実を証明するための書類の提出が必要

②持続化補助金

小規模事業者の販路開拓等のための取組を支援。

【想定される活用例】

- ・小売店が、インバウンド需要の減少を踏まえ、店舗販売の縮小を補うべくインターネット販売を強化する等、ビジネスモデル転換を図る
- ・旅館が、自動受付機を導入し、省人化する

※加点には、感染症の影響によって売上減少等を証明するための書類の提出が必要

③IT導入補助金

事業継続性確保の観点から、IT ツール導入による業務効率化等を支援。

【想定される活用例】

- ・在宅勤務制度を新たに導入するため、業務効率化ツールと共にテレワークツールを導入する

※加点には、事業継続力強化に資するコミュニケーションツールの導入が必要

4. 雇用調整助成金の特例措置

経済上の理由により事業活動の縮小を余儀なくされた事業主が、労働者に対して一時的に休業、教育訓練又は出向を行い、労働者の雇用維持を図った場合に、休業手当、賃金等の一部を助成するもの。

助成内容

【助成率】大企業 1/2、中小企業 2/3

【支給限度日数】1年間で100日（3年間で150日）

新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた特例措置

※休業等の初日が令和2年1月24日から7月23日までの場合に適用。

【特例措置の内容】

- ①休業等計画届の事後提出が令和2年3月31日まで可能。
- ②生産指標の確認対象期間を3か月から1か月に短縮。
- ③雇用指標（最近3か月の平均値）が対前年比で増加している場合も対象。
- ④事業所設置後、1年未満の事業主も対象。

【特例の対象となる事業者】

日本・中国間の人々の往来の急減により影響を受ける事業主であって、中国（人）関係の売上高や客数、件数が全売上高等の一定割合（10%）以上である事業主。

5. 現地進出企業・現地情報及びジェトロ相談窓口

ジェトロ（日本貿易振興機構）HPにて、新型コロナウイルス感染症の影響等に関する様々な情報を紹介中。

- ①操業再開に向けた中国の省市別支援策
省市別にご活用いただける支援策を紹介。

②ビジネス短信の発信

ジェットロ「ビジネス短信」にて、世界主要国・地域の政治・経済に関する制度、統計、市場動向などを発信。世界各地のコロナウイルス関連情報を発信。

③新型コロナウイルス関連相談窓口

新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた中小企業等に対する相談窓口を設置。

6. その他（国としての要請）

①金融機関等への配慮要請

2月7日（金）に新型コロナウイルス感染症により、事業者の資金繰りに重大な支障が生じることがないように、関係機関と連携し、政府系金融機関等に対して要請を実施。

- 適時適切な貸出
- 返済猶予等の既往債務の条件変更
- 企業の実績に応じた十分な対応
- セーフティネット貸付の活用（日本政策金融公庫および沖縄振興開発金融公庫に対して）

②下請取引配慮要請

新型コロナウイルス感染症により影響を受ける下請等中小企業への取引上のしわ寄せ防止のため、業界団体等を通じて、親事業者に配慮を求める要請文を发出。

- サプライチェーンの毀損等を理由にして、通常支払われる対価より低い下請代金の設定を行わないこと。
- 適正なコスト負担を伴わない短納期発注や部品の調達業務の委託を行わないこと。
- 下請事業者が、事業活動を維持し、又は今後再開させる場合に、できる限り従来の取引関係を継続し、あるいは優先的に発注を行うよう配慮すること。